LAW AND HUMAN SCIENCES

文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」

〒060-0810 札幌市北区北１０条西７丁目
北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究・法と人間科学　総括班
tel/fax：011-706-3912
email: lahs@let.hokudai.ac.jp
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/

2015 年 3 月発行

LAW AND HUMAN SCIENCES

文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」

NEWS LETTER

vol. 7
March, 2015

イベントレポート

法と心理学の国際的知見交流と越境的議論の展開 …1
・国際シンポジウム開催報告
● 第２回 東京法と心理研究会レポート …2
● 第５、６回 実務家研修レポート …3
● 連載 ニューオーリンズ児童権利擁護センター：オードリー・ヘップバーン ケアセンターを訪ねて１（全２回シリーズ） …4
● 札幌法と心理研究会レポート …5
●イベントカレンダー …6

イベントレポート

法と心理学の国際的知見交流と越境的議論の展開

国際シンポジウム開催報告
「取調べと可視化ー新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学ー」

立命館大学・政策科学部
（国際シンポジウム実行委員長）
教授　稲葉 光行

現在日本では「取調べの可視化」実現に向けての議論が大詰めを迎えています。日本の司法制度をより開かれたものにするためには、取調べの可視化で先行する諸外国の例を参考にしつつ、法制度に関する議論のみならず、心理学などからの学術的知見、技術的な進歩なども踏まえた議論が必要です。このような問題意識から、新学術領域研究「法と人間科学」プロジェクトでは、立命館大学人間科学研究所および R-GIRO 法心理・司法臨床センターと協力し、国際シンポジウム「取調べと可視化―新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学―」を、2014 年 7 月 20 日に京都で開催しました。

シンポジウムではまず、企画者側からの開会挨拶（指宿信教授）と、法情報学（筆者）および法心理学（仲真紀子教授）に関する講演が行われました。その後、取調べの可視化において先行するオーストラリア（第 1 部）および韓国（第 2 部）、そして日本（第 3 部）の 3 セッションにおいて、各国の法学者と心理学者双方が発表を行い、日本の司法実務家がコメントをするというという形で議論が進められました。全体討議（第 4 部）では、日本の法心理学や供述心理学を牽引する研究者が、新時代の取調べや記録のあり方に関する議論を行いました（当日のプログラムは開催案内 [1] をご参照ください）。当日は、登壇者・会場から、海外や日本の現状に関する質問、意見、疑問点などが出され、長時間に渡って活発な議論が行われました。

取調べと可視化に関する日本国内の議論の場としては、司法実務家や学識経験者を中心とした法制審議会 [2] や、日弁連主催の捜査実務家を中心とした国際シンポジウム [3] などが挙げられます。しかし、国境、学問領域、研究・実践の違いを超え、専門家と市民が一同に介して議論を行った企画は他に例がないと考えます。本シンポジウムでの越境的な議論によって、日本の司法制度の特殊性や課題が鮮明に浮かび上がってきたと考えています。

本シンポジウムの記録は今後 Web ページで公開される予定です。そこでの議論が、取調べの可視化をめぐる各国の現状や日本の課題について理解を深め、日本の司法制度改革に関する議論を更に発展させるきっかけとなることを期待しています。

・参考 URL:
[1] 立命館大学人間科学研究所 , 国際シンポジウムのご案内 ,http://www.ritsumeihuman.com/news/read/id/76
[2] 法制審議会 , 新時代の刑事司法制度特別部会 ,http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500012.html
[3] 日本弁護士連合会 , 国際シンポジウム in 東京 ,http://www.nichibenren.or.jp/event/year/2012/120404.html

参加者の感想　国際シンポシンポジウムに参加して

青山学院大学大学院法学研究科・日本学術振興会特別研究員・
法と人間科学「可視化班」研究協力者
安部 祥太

掲題の国際シンポジウムでは、「可視化先進国」であるオーストラリアと韓国の法学者・心理学者による報告を踏まえ、日本における取調べの課題と展望について、法的・心理学的議論がなされました。

オーストラリアのディビッド・ディクソン教授（NSW 大学）は、録音・録画の恩恵を最も受けているのは捜査機関であると指摘し、取調べを「収集した証拠を確認する作業の一環」に過ぎないと位置づけました。韓国のパク・ノソプ教授（ハンリム大学）は、録音・録画に一定の評価を加えた上で、公判廷供述の重要性を説き、公判中心主義の実現こそ重視されるべきであると指摘しました。

最も興味深かったのは、両国の研究者が「なぜ日本は取調べで被疑者に反省を求めるのか」と質問した場面です。自由権規約 14 条（2）は、無罪推定原則を被疑者・被告人の権利として宣言しています。オーストラリアでは、この条文が頻繁に参照されています。また、韓国憲法 27 条 4 項は、無罪推定原則を宣言しています。刑事手続の大原則を踏まえた両国の出席者には、日本の取調べが特異なものに映ったようです。このような「日本型取調べ」がなぜ存在し得るのか？なぜ世論が支持するのか？高木光太郎教授（青山学院大学）が強調したように、そのメカニズムを解明することが、今後の法と人間科学の共同研究に求められているのかもしれません。

法学の立場から日米韓 3 ヶ国の取調べ研究を行っている筆者にとっても、法と人間科学領域の重要性を再認識する機会となり、心理学や社会学を踏まえた研究を展開するという新たな課題を与えてくれた、実りあるシンポジウムでした。

懇親会でパク教授と歓談中の安部さん

第2回 東京法と心理研究会レポート

千葉大学・法政経学部　准教授　佐伯 昌彦

2014 年 12 月 14 日（日）、成城大学 7 号館 723 教室において、第 2 回東京法と心理研究会が開催されました。東京法と心理研究会は、伊東裕司教授（慶應義塾大学・文学部）と指宿信教授（成城大学・法学部）の呼び掛けにより、2013 年 11 月 9 日に開催された第 1 回研究会により始動した研究会です（第 1 回研究会の模様については、本 NEWS LETTER Vol. 5 に記事が掲載されています）。

第 2 回研究会の参加者は、24 名でした。研究会のプログラムは、個別報告とシンポジウムの二部構成となっており、第一部の個別報告では、遠山大輔氏（京都弁護士会・白浜法律事務所）から「捜査側が目撃者に不当な影響を与えようとした事例：単独面通し等」というタイトルで、また徳永留美研究員・篠田博之教授（立命館大学）から「人の顔色の色名と想起される色の対応について」というタイトルで報告がありました。

第 2 部のシンポジウムでは、「目撃証言の信用性をめぐって：心理学の最前線」（コーディネイター・司会は指宿信教授）というタイトルのもと、厳島行雄教授（日本大学）から「目撃証言のいま」という基調報告を頂きました。また、松尾加代研究員（慶應義塾大学）からは「質問紙方式による目撃証言の収集―― Self-Administered Interview の紹介――」と題し、現在、本新学術領域「法と人間科学」の公募研究として行われている研究内容について紹介して頂きました。さらに、一瀬敬一郎氏（弁護士・第二東京弁護士会）から、両報告に対してコメントを頂きました。

第 2 回となる今研究会でも、心理学者と法学者の活発な意見交換がなされ、法と心理学の発展に寄与しようとする東京法と心理研究会の意義が果たされていたと思われます。また、弁護士をはじめ刑事司法実務に携わっている方にもご参加いただき、議論に加わっていただいたことで、人間科学に関する研究成果と実務の交錯領域についての議論の深化にも貢献できたように思われます。

登壇者の感想

慶應義塾大学・先導研究センター　研究員　松尾 加代

昨年 12 月 14 日、成城大学にて第 2 回東京法と心理研究会が開催されました。私は、プログラム内のシンポジウム「目撃証言の信用性をめぐって：心理学の最前線」で、Self-Administered Interview (SAI) を紹介させていただきました。SAI は質問紙方式による目撃証言の収集法で、認知インタビューを基盤にイギリスで開発されました。目撃者は質問紙の冒頭で、教示による文脈の心的復元を行った後、目撃内容やその時感じたことなどを自身で質問紙に記入し（悉皆報告）、さらに複数のセクションにわかれた質問項目に回答します。SAI は事件・事故の現場で複数の目撃者から新鮮な記憶の収集を可能にします。本報告では、今までに行われた実験結果に加えて、グレーターマンチェスター警察の捜査で SAI を使用したケースを紹介しました。多くの方が SAI に興味を示してくださり、報告後の質疑応答では、たくさんの質問やコメントをいただきました。また「日本で SAI が導入されるために、どのような実験を行えばよいでしょうか」という私からの質問に対しても、様々なアイディアをいただき、非常に有意義で貴重な時間となりました。

2014年度

第５、６回 実務家研修レポート
「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理」

四天王寺大学・人文社会学部　准教授　田中 晶子
（研修企画者）

２０１４年１１月２４日（月・祝）、２０１４年度第５回実務家研修を四天王寺大学あべのサテライトキャンパス（大阪市阿倍野区）にて開催しました。本研修は、「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理」をテーマとし、児童福祉士、家庭裁判所調査官、警察官等幅広い職種の方にご参加いただきました。

また、多くの参加希望をいただいたため、２０１５年１月１２日（月・祝）に、同内容のものを第６回実務家研修として開催しました。第５回には３３名・オブザーバー２名、第６回には３２名・オ両日とも多くの実務家の方にご参加いただき、心より御礼申し上げます。

本研修は、子どもから話を聴く立場にある実務家の方へ、虐待被害の聴き取り等で活用されている司法面接の実際について紹介すること、そして、つらい経験を語る子どもの心理やそのケアの視点について紹介すること、さらに、両者の連携の重要性について考える機会とする目的で実施されました。

当日は、企画者の田中（四天王寺大学・准教授）による趣旨説明の後、研修の前半に、仲真紀子先生（北海道大学大学院・教授）による司法面接ガイドラインの講演が行われ、参加者全員で司法面接の演習（体験）を行いました。後半には、安田裕子先生（立命館大学・特別招聘研究教員（准教授））によるトラウマ体験のある子どもの心理とそのケアについての講演が行われました。司法面接による事実を確認するアプローチと、つらい経験を語る子どもへのケアの視点をあわせてご紹介することにより、両者の役割の違いが明確化され、役割分担の方法や連携の重要性について考える機会となればと願っています。

参加者の方からは有意義な内容であったとの感想が多く、特に、参加者同士で行った司法面接の演習は高い満足度を得ました。さらに、参加者の中には、司法面接研修のリピーターの方や今後も継続して参加したいという声、また他の地域での開催を希望する声も聞かれました。一方で、時間の制約上、演習の振り返りや質疑応答の時間が十分取れなかったことなど改善すべき点のご指摘もいただきました。参加者の声を今後の研修計画に活かしてまいりたいと思います。

参加者の感想

立命館大学大学院　博士前期課程２年　中田 友貴

児童の被害というものは法と心理学でもよく取り上げられますが、今まであまり学ぶ機会がなかったため、今回の研修が研究者でも参加可能と知り、オブザーバーとして参加させていただきました。研修では、被害児童に関して、司法面接の聞き取りと心理的なケアという２つの観点から講習がありました。司法面接と心理的ケアの差異を、わかりやすく整理し、研修会全体を通して何度も差異が強調されており、実施する上での留意点がとても印象に残るものでした。参加者同士で司法面接のグループワークを行うことにより、オープンクエスチョンでも引き出せる事実が異なり、質問方法の重要性を実感しました。また自由報告をしてもらうと報告者が大人であっても、記憶の不確実性と言語化することの困難さの問題を想像以上に感じ驚きました。また今回、児童相談所の方が多く参加しており、過去を思い出す司法面接と未来に向けた被害ケアのカウンセリングの２つの異なる面接を、実務家の方々は限られた資源から苦慮しながらも熱心に行っておられる現状を感じました。懇親会でも活発な意見交換が行われており、継続的な講習の必要性を痛感する研修会でした。

ニューオーリンズ児童権利擁護センター：オードリー・ヘップバーン ケアセンターを訪ねて１（全２回）

北海道大学大学院・文学研究科　教授　仲 真紀子

2014年３月10日、ニューオーリンズで開催されたAPLS（アメリカ心理学会・心理と法部会）の折、ニューオーリンズの児童権利擁護センターであるオードリー・ヘップバーン・ケアセンターを訪問しました。

センター概要

センター長のルブランクさんの車でホテルからセンターへと向いました。センターは静かな住宅街にある一軒家です（写真 1）。子ども病院の傘の下に運営されていますが、付属機関というわけではなく、独立しています。運営資金は病院、オードリー・ヘップバーン基金のほか、警察による支援もあるとのことでした。センターには、ルブランクさん（写真２：２列目左端）のほか、７人の司法面接者、録画された面接を書き起こすスタッフ、訪れた子どもを迎え入れ世話をする「お母さん」（的な人）がいます。また、医者や刑事も訪れます。医者は常駐ではなく予約をして来てもらうとのことで、当日も検査を行うために来ていました。刑事は児童保護の担当者であり、ほぼ毎日訪れます。「このセンターにはたいへんお世話になっている」と話していました。

ルブランクさんは、精神科医になろうと医学部に入ったとのこと。しかし、学部の実習で虐待児と出会ったことから、虐待対応を向上させようと検事になったとのことです。そして1994年、病院に働きかけ、医者が虐待専門医となるための２年間のトレーニングプログラムを立ち上げました。その後このセンターを設立し、運営しています。「小さく始めて、だんだんと大きくするのが大事。警察がこの施設の有用性を理解してくれれば広がります」とのことでした。

施設について

ケアマネージャーであり司法面接者でもあるロングさんと「お母さん」が、施設を案内をしてくれました（写真２：後列右端）。建物に入るとすぐに待合室があります（写真 3）。廊下を進むと面接や心理療法ができる小部屋が数個、検査のできる医務室が２つ、医者の執務室、検査室、キッチンなどがあります。

待合室は、ステンドグラスの入ったドアのある気持ちのよい広間です。ソファやテーブルがあり、おもちゃで遊んだり、本を読んだり、ビデオを見たりすることができます。ボランティアが作ってくれたというティアラや「勇気のボタン」が用意されていました。ティアラは、被害を受けて「私はもうプリンセスではない」と感じる子どもたちを励ますために渡します。「勇気のボタン」は、子どもが自分のボタンを選び、願いをかけて瓶にいれます。この１年ですでに約940個とのことでした（訪れた子どもの数がわかります）。また、権利擁護の行事で使った青いホィールの風車もありました。ボタンとホィールを私にもくれました（写真 3 のテーブルの上に並べてあります）。ステンドグラスのドアから、庭に出ることができます。そこにはハウス、テーブル、椅子などがありました。これらも寄付によるものです。

屋内に戻りましょう。検査室では生理的な検査もでき、緊急の場合は薬を出すこともできます。母子ともどもに薬を出すケースもあるとのことでした。

面接室は２つあります。一つは、壁に大きなバルーンの部屋（写真 4）。もう一つは使用中で見ることができませんでしたが、家が描かれているそうです。これらの部屋での面接は、モニター室のモニターで見ることができます。面接者はイヤバグ（イヤフォン）をつけ、モニター室からの質問を受けることもあります。モニターは 13 インチくらいの小さいものが、壁に２つかけてありました。面接は、多いときには１日に２件とのことでした（面接については次号で）。

キッチンではスナックを食べたり水を飲むことができます。面接への報酬になってしまわないかと気にして「面接の前ですか、後ですか」と尋ねましたが、スナックや水の提供は「福祉」としてとのことでした。しかし、面接前は緊張して食べられない子どももいるそうです。

ここでロングさんは帰宅しました。ロングさんは今、性虐待、性被害を受けた子どものグループカウンセリングを試行中とのこと。一昨年、プエルトリコの病院での同様の活動について報告しましたが（仲, 2013：法と心理）、こういった試みは最近増えてきており、科学的証拠（エビデンス）にもとづく方法も開発されているとのことでした。ロングさんのセッションでは 13 歳以上の子どもたち 6 人が男女一緒に健康な性のありかたについて学んだり、体験をわかちあったりします。被害の大きさが異なる子どもが一緒になったり、心の準備が整っていない子どもが入らないように配慮するとのことでした。（次号に続く）

写真 1

写真 2

写真 3

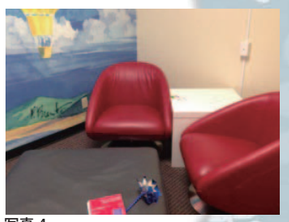
写真 4

札幌法と心理研究会レポート

実務現場での司法面接への取り組みと現況

12月

2014 年 12 月 19 日に、北海道大学で開催された札幌法と心理研究会席上で「仙台地検における再犯防止と被害者への支援－児童からの事情聴取の際の司法面接の活用と児童保護の取組について」と題し、当庁の取組についてご報告させていただきました。ご出席いただいた先生方からはたくさんの貴重なご意見を頂戴することができましたので、取組に反映させていきたいと考えております。当庁では、2013 年９月設置された刑事政策推進室において、より良い社会作りを目指し、検察が再犯防止と被害者支援の仕組み作りを進めてきたところです。仙台地検の取組は、地元出身の検察事務官が中心となり、地域性や既存の社会資源を生かし、東日本大震災から被災地が復興するための一策でありたいと考えています。被災から間もなく丸４年目を迎えますが、当推進室には、児童虐待を始め、ＤＶなど家庭内での暴力事案の相談が多数寄せられており、被疑者へ再犯防止策を講じるとともに、早い段階から被害者保護に着手する必要性を痛感しています。また、高齢者や知的・精神的な障害者の刑事処罰について検討する際には、再犯防止の視点から、これと並行して福祉支援を検討したり、当推進室が策定した再犯防止実践プログラムの履行や、保護観察付執行猶予が付された刑を求刑すること、支援者らとのケア会議を行うなど多角的な取組を進めています。研究会の席上では、このような現場の取組の現状について発表させていただきました。仲教授を初めとした先生方には、このような機会を与えていただいた上、励ましのお言葉まで頂戴したことに心から感謝申し上げます。

当推進室の取組は、早急に成果が見られるものではないかもしれませんが、２０年後３０年後の社会や子供達の未来のために、今、検察ができることを模索し努力を続けることで、より良い社会作りに貢献したいと考えております。

(文責：仙台地検・刑事政策推進室　主任捜査官　千田早苗)

各月の活動

9月

９月３０日（火）北海道大学 / 人文・社会科学総合教育研究棟（W302）にて開催

■ 題　目：**「証人尋問への裁判所のまなざし―続・尋ねられたことだけ答えて下さい―」**

■ 報告者：**緑　大輔 先生**（北海道大学）

■ 内　容：刑事裁判において、裁判所が証人尋問に期待するものが何なのか、裁判官の論文を通じて抽出した上で、その内容が証人尋問の形式に与えうる影響を検討する。

11月

11 月 17 日（月）北海道大学 / 人文・社会科学総合教育研究棟（W101）にて開催

■ 題　目１：**「少年院における矯正教育の現状」**

■ 報告者１：**岩浪　健　氏**（札幌矯正管区　第三部長）

■ 題　目２：**少年院法と少年鑑別所法の概要」「鑑別の法律的な考え方」**

■ 報告者２：**石井 創一　氏**（札幌矯正管区　少年矯正第二課長）

1月

１月１６日（金）北海道大学 / 学術交流会館１階第３会議室にて開催

■ 題　目１：**「児童期の性的虐待被害からの回復と〈時の壁〉の法心理―釧路ＰＴＳＤ訴訟を契機とした法解釈・立法論の課題」**

■ 報告者１：**松本 克美 先生**（立命館大学）

■ 題　目２：**「実務家の観点から」**

■ 報告者２：**秀嶋 ゆかり 先生**（弁護士・釧路ＰＴＳＤ訴訟原告弁護団）

イベントカレンダーとお知らせ

2015

3 月 26 ～ 29 日	American College of Forensic Psychology, 31st Annual Symposium in Forensic Psychology [San Diego, U. S. A.]
5 月　9 ～10 日	日本法社会学会 2015 年度学術大会 [首都大学東京・南大沢キャンパス]
5 月 28 ～ 30 日	34th Annual American Society of Trial Consultants (ASTC) Conference [Nashville, U. S. A.]
5 月 28 ～ 31 日	51st Annual Meeting of the Law and Society Association [Seattle, U. S. A.]
6 月 13 日	日本被害者学会 第 26 回学術大会 [中央大学]
6 月 16～ 18 日	15th Annual Meeting & Conference of the International Association of Forensic Mental Health Services (IAFMHS) [Manchester, England]
6 月 22～ 23 日	8th Annual Masterclass 2015 of the International Investigative Interviewing Research Group (iIIRG) [Melbourne, Australia]
6 月 24 ～ 26 日	8th Annual Conference 2015 of the International Investigative Interviewing Research Group (iIIRG) [Melbourne, Australia]
6 月 24 ～ 27 日	The society for Applied Research in Memory & Cognition (SARMAC) Conference XI [Victoria, Canada]
7 月　4 ～ 5 日	日本認知心理学会 第 13 回大会 [東京大学]
8 月　4 ～ 6 日	4th East Asian Law & Society Conference [早稲田大学]
8 月　4 ～ 7 日	International Conference on Psychology & Law [Nuremberg, Germany]
8 月　6 ～ 9 日	American Psychology Association(APA) Annual Coference [Toronto, Canada]
8 月 21 ～ 23 日	65th Annual Meeting of the Society for the Study of Social Problems (SSSP) [Chicago, U. S. A.]
9 月 22 ～ 24 日	日本心理学会 第 79 回大会 [名古屋国際会議場]
9 月 26 ～ 27 日	日本犯罪心理学会 第 53 回大会 [東北大学・川内キャンパス]
10 月 24 ～ 25 日	法と心理学会第 16 回大会 [獨協大学]
10 月 31 日～11 月 1 日	日本社会心理学会 第 56 回大会 [東京女子大学]
11 月 21 日～22 日	日本犯罪社会学会 第 42 回大会 [桐蔭横浜大学]

その他の総括班活動実施リスト（9 月～'15 年 1 月）

●9/15（月）2014 年度 第２回実務家研修 [法と人間科学 主催]
「大学のカルト対策３～カルトからの回復とケア～」(京都市)
・企画：櫻井 義秀（元公募班）
・講師：伴 麻子（(株)WU　マネージャー・臨床心理士）、高杉 葉子（臨床心理士）、櫻井 義秀（北海道大学 教授）

●9/16（水）法と人間科学通信 vol.9　配信

●9/19（金）ニューズレター vol.6　発行

●9/20（土）東アジア司法面接ラウンドテーブル・イン・札幌 [仲班・総括班共催] (札幌市)
・企画：仲 真紀子（仲班・総括班）
・講師：Eunkyung Jo (韓国)、Yee-San Teo (台湾)、Makiko Naka (日本)

●10/17（金）～19（日）　法と人間科学「東アジア・法心理シンポジウム」[中国政法大学主催・法と人間科学 後援]（中国・北京）

●10/21（火）～22（水）　2014 年度 10 月度司法面接研修 / 第３回実務家研修 [仲班・総括班 共催]（札幌市）
・企画・講師：仲 真紀子（仲班・総括班）

●10/24（金）　2014 年度 第１回 拡大版 総括班会議 (大阪市)

●11/10（月）～11（火）　2014 年度 11 月度司法面接研修 / 第４回実務家研修 [仲班・総括班 共催]（札幌市）
・企画・講師：仲 真紀子（仲班・総括班）

●12/12（金）法と人間科学通信 vol.10　配信

●'15,1/24（土）第７回 実務家研修 [法と人間科学 主催]
「大学のカルト対策４：レジリアンスとメンタルヘルス」（東京都）
・企画：櫻井 義秀（元公募班）
・講師：高杉 葉子（臨床心理士）、廣瀬 太介（滋賀県教育委員会スクールカウンセラー）、杉原　輪（滋賀県立精神保健福祉センター臨床心理士）、櫻井 義秀（北海道大学 教授）